東広島市教育委員会定例会(令和3年4月)議事録

- 1 日 時 令和3年4月22日(木)午後3時0分~午後4時15分
- 2 出席者
 - (1)教育長 津森教育長
 - (2)委員渡部教育長職務代理者、坂越委員、京極委員、島本委員、西村委員
 - (3)事務局 【学校教育部】

國廣学校教育部長、武上学校教育部次長兼教育総務課長、榊原教育参与、田中教育調整監、神笠学事課長、木村指導課長、石田教育総務課課長補佐 兼教育総務係長兼管理係長

【生涯学習部】

岡田生涯学習部長、細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長、丸山生涯学習部 次長兼スポーツ振興課長、戸光青少年育成課長、福永生涯学習課課長補佐 兼学習総務係長兼管理係長

- (4)書 記 奥田主査
- 3 場 所 北館201会議室
- 4 議 題
- (1) 報告事項
- 報告第21号 令和3年度東広島市教育委員会事務局組織機構について
- 報告第22号 専決処分の報告について(学校の管理上の瑕疵によるもの)
- 報告第23号 令和3年度東広島市立幼稚園及び小・中学校の運営状況について
- 報告第24号 東広島市立小中学校遠距離通学児童生徒通学支援に関する要綱の一部改正 について
- 報告第25号 令和2年度東広島市内小中学校卒業者の進路状況について
- 報告第26号 令和3年度東広島市立小中学校研究公開校について
- 報告第27号 東京2020オリンピック聖火リレーの東広島市開催分について
- 報告第28号 令和2年度東広島市スポーツ推進審議会の開催報告について
- 報告第29号 第33回東広島市民スポーツ大会の開催について
- 報告第30号 令和2年度東広島市成人を祝う会の開催について
- 報告第31号 東広島市版ジュニア不朽の名作100について
- (2) 議案事項
- 議案第16号 東広島市教育委員会の所管する手続等における情報通信技術の利用に関す る規則の制定について
- 議案第17号 東広島市教育委員会が所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の制定について
- 議案第18号 東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正 について
- (3) その他

開会 午後3時0分

○ 津森教育長: それでは、定足数に達しておりますので、令和3年4月の教育委員会定 例会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、島本委員と西村委員でございます。よろしくお願いします。

本日の会議の進行でございますが、全て公開で行いたいと思いますが、皆さんの 意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、全て公開することに決定します。

本日の傍聴希望はございますか。

- 武上学校教育部次長兼教育総務課長:ございません。
- 津森教育長:それでは、報告事項から参りたいと思います。

報告第21号 令和3年度東広島市教育委員会事務局組織機構について

- 津森教育長:報告第21号令和3年度東広島市教育委員会事務局組織機構について、説明をお願いします。
- 武上学校教育部次長兼教育総務課長:それでは、資料の1ページ目をお願いいたします。

初めに、1つ修正がありましたので、資料1ページの左上、学校教育部の人数が95となっておりますが、96が正しい数字でございます。訂正をお願いいたします。

それでは改めまして、令和3年度東広島市教育委員会事務局等の組織機構についてご説明申し上げます。

資料の1ページ、2ページをご覧ください。

本年度の教育委員会事務局等の組織機構でございますが、学校教育部、生涯学習部の2部体制で、1ページ目の学校教育部につきましては、本庁事務局に3課のほか、教育機関として4つの学校給食センターと2つの幼稚園の総員96名としております。

続きまして、2ページ目の生涯学習部につきましては、本庁事務局に4課、教育機関として3つの生涯学習センターと2つの生涯学習支援センターと文化財管理センター、美術館の総員44人による執行体制としております。全体としては、課のレベルでは13の組織、私を含め総員141人の体制で各事業に取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私からは学校教育部の所掌事務につきましてご説明いたします。 資料の1ページをご覧ください。

一番前の教育総務課から順にご説明いたします。

部の幹事課となっております教育総務課では、部内の総括事務、教育委員会の運営、学校の財務担当、学校施設の整備及び維持管理、学校情報機器の管理及び情報

教育に関するものを主な業務とし、課長以下、1室4係の計18人体制としております。

次の学事課では、学校の管理運営、児童・生徒の編入学、学校保健及び学校給食に関するものを主な業務とし、課長以下、2係の計13人体制としております。

次の指導課では、学校教育の基本方針、教育課程及び学習指導、学力向上対策に 関することを主な業務とし、課長以下、計15人体制としております。

その下の東広島学校給食センターほか計4つの学校給食センターでは、小・中学校等の学校給食運営、給食の調理、配送、回収に関することを主な業務内容とし、東広島学校給食センター、西条学校給食センター、安芸津学校給食センターでは、それぞれ所長以下、1係の計2名体制、東広島北部学校給食センターでは、所長以下、1係の計32人体制としております。なお、安芸津学校給食センターでは、所長が安芸津生涯学習センター長を兼務しております。

その下の八本松中央幼稚園及び御薗宇幼稚園では、幼稚園の管理運営、幼児保育に関することを主な業務内容とし、八本松中央幼稚園は園長以下、計4人体制、御薗宇幼稚園は園長以下、計5人体制としております。なお、幼稚園の入退園、管理運営等に関する事務は市長部局において補助執行しております。

以上で学校教育部の業務執行体制の説明を終わります。

○ 細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長:続きまして、生涯学習部の所掌事務についてご 説明いたします。

2ページをお願いいたします。

一番上、部の幹事課となっております生涯学習課では、部内の総括事務のほか、 生涯学習フォーラムの開催、生涯学習センター及び図書館を含む社会教育施設等の 管理運営に関することを主な業務内容とし、課長、参事以下、3係計12人の体制と しております。

続いて、スポーツ振興課では、スポーツ行事の開催、全国大会等の出場者への支援、スポーツ施設の管理運営及び整備を主な業務内容とし、課長以下、2係の計7人体制としております。

文化課では、文化財の指定、指定文化財の管理、文化財の調査、美術館及び芸術文化ホールの管理運営に関することを主な業務内容とし、課長、1センター、1美術館、3係の計16人体制としております。

青少年育成課では、放課後児童クラブ及び児童館の管理運営、青少年の育成活動 及び児童青少年センターの管理運営、成人式の開催等に関することを主な業務内容 とし、課長以下、2係の計8人体制としております。

報告第21号令和3年度東広島市教育委員会事務局組織機構について、報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 津森教育長:ただいまの組織機構につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。ございませんでしょうか。

報告第22号 専決処分の報告について (学校の管理上の瑕疵によるもの)

- 津森教育長:それでは、報告第22号専決処分の報告につきまして、説明をお願いします。
- 武上学校教育部次長兼教育総務課長:資料3ページをお願いいたします。

本件は、損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第180条第1項の 規定により専決処分を行ったため、同条第2項の規定により報告をするものでござ います。

専決処分の内容でございますが、損害賠償の額は14万5,145円、債権者は記載の とおりでございます。専決処分年月日は令和3年3月22日でございます。

次に、事故の概要でございますが、4ページをお願いいたします。

報告理由にございますとおり、令和3年2月7日、吉川小学校の校庭におきまして、職員用の駐車場と仕切るための防球ネットが強風により倒れ、当該駐車場に駐車していた小型自動車に当たり、当該小型自動車の前部を損傷したものでございます。

専決処分の報告につきましては、以上でございます。どうぞよろしくお願いいた します。

○ 津森教育長:専決処分の報告がありました。この報告についてご意見、ご質問があればお願いいたします。よろしいでしょうか。

報告第23号 令和3年度東広島市立幼稚園及び小・中学校の運営状況について

- 津森教育長:それでは、報告第23号令和3年度東広島市立幼稚園及び小・中学校の運営状況について、説明をお願いします。
- 神笠学事課長:それでは、5ページをご覧ください。

報告第23号令和3年度東広島市立幼稚園及び小・中学校の運営状況についてご報告申し上げます。

東広島市立学校設置条例に基づいて、令和3年度は幼稚園2園、小学校が34校、中学校が15校開校しております。4月6日現在の各学校の児童・生徒数及び学級数、そして各園の幼児数及び学級数につきましては、それぞれ1から3の表にお示ししているとおりでございます。

児童・生徒数中、黄色の色がついている部分が4か所あろうかと思いますが、これは5月1日の児童・生徒調査までに児童・生徒数があと一名増えたりとか、減ったりした場合に学級数が増減するところでございます。例えば、三永小学校で4年生を見ていただければ、4年生は今41名となっております。法律によって、1学級の上限が4年生は40人となっておりますので、現時点では2学級となりますが、5月1日の児童・生徒数調査までに例えば1名転出するとかというので減ると、2学級から1学級減になります。同様に、御薗宇小学校の場合は2年生が70名となっております。今年から、2年生も上限が35人となっていますので、今は2学級ですが、5月1日までに1名増えると、3学級になるということで色をつけておりま

す。

右端の備考をご覧ください。

こちらは、児童・生徒数の前年度比を付け加えております。小学校でいいますと、前年度比が83名増、中学校は82名増、幼稚園は36名の減となっております。各学校の内訳については、お示ししているとおりでございます。

報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いします。

- 津森教育長:何か、ご質問、ご意見がありますか。
- 坂越委員:ちょっと別の観点ですが、今年の小学校などの担任の先生の配置は、過不 足なく全て正規充当ができたのでしょうか。
- 神笠学事課長:現時点では、過不足なく、担任は配置できていると思っております。
- 坂越委員:よかったです。
- 津森教育長:そのほかに、ご意見ありましたらお願いします。
- 島本委員:龍王小は、児童数が80人増えていますが、教室は大丈夫ですか。
- 神笠学事課長:今年度は大丈夫ですけれど、今後の児童推計というものを見ていきますと、令和6年、7年度ぐらいが1,000人を恐らく超えていくと、そこら辺がピークになるんじゃないかというふうに見ております。その後は減少していくと。ただし、開発の状況によっては、そのピークはもっと後になってくる可能性もあり、今後教室の確保ということでいいますと、またそこは課題になってくると思っています。
- 津森教育長:ほかにはよろしいでしょうか。次へ参ります。

報告第24号 東広島市立小中学校遠距離通学児童生徒通学支援に関する要綱の一部改正について

- 津森教育長:報告第24号東広島市立小中学校遠距離通学児童生徒通学支援に関する要綱の一部改正について、説明をお願いします。
- 神笠学事課長:それでは、6ページをご覧ください。

報告第24号東広島市立小中学校遠距離通学児童生徒通学支援に関する要綱の一部 改正についてご説明申し上げます。

1の目的、概要でございます。

東広島市補助金等交付規則の改正時期に合わせ、本要綱に必要な条文は当該規則によることとし、本要綱の条文などを整理し、重複する条文は削除する改正を行うものでございます。

また、学校統合に伴い、利用料を徴収することなく、スクールバスを運行する地域を附則に追加するとともに押印の見直しの対応を含めて、申請等に必要な様式を本要綱から削除し、別途定めることとするものでございます。

2の改正箇所につきましては、ご覧のように条文の削除、附則に地域を追加し、様式を削除するものとなっております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いします。

○ 津森教育長:ただいまの報告について、ご意見、ご質問がございましたら、お願いします。よろしいですね。

報告第25号 令和2年度東広島市内小中学校卒業者の進路状況について

- 津森教育長:それでは、報告第25号令和2年度東広島市内小中学校卒業者の進路状況 について、説明をお願いします。
- 木村指導課長:資料7ページをご覧ください。

報告第25号令和2年度東広島市内小中学校卒業者の進路状況についてご報告いたします。

初めに、小学校卒業者の令和3年4月1日現在の進路状況でございます。

1、国公私立別進学状況の推移をご覧ください。

令和2年度の小学校卒業者は1,852人でございます。

次に、2、進学先の状況をご覧ください。

進学先の状況につきましては、公立中学校へは1,651人で、割合は89.2%であり、うち市内市立中学校へ1,575人が進学をしております。また、国立中学校へは6人で、割合は0.3%、私立中学校へは184人で、割合は9.9%、県外等へは合わせて11人で、割合は0.6%となっております。公立、国立、私立、それぞれの進学状況については近年同様の傾向であり、詳細につきましては表に示してあるとおりでございます。

続いて、資料の8ページをご覧ください。

中学校卒業者の令和3年4月1日現在の進路状況でございます。

1、中学校卒業者の進路状況の概要をご覧ください。

令和2年度の中学校卒業者は1,508人でございます。そのうち上級学校への進学が1,499人で、割合は99.4%、進路未決定の生徒は6人で、割合は0.4%となっております。就職をした生徒は1人でした。なお、進路未決定となった6人のうち、3人が不登校及び長期欠席の状況にありました。このうち、1人は受験をしましたが、不合格となっています。この6人の進路未決定者につきましては、引き続き各学校と連携しながら進路指導を行ってまいります。

次に、2、上級学校進学状況、(1)進学率の推移をご覧ください。

前年度の進学率99.3%と比べますと、本年度は0.1ポイント増加し、99.4%となっております。

次に、(2)国公私立別進学状況の推移をご覧ください。

進学状況について、前年度の割合と比べますと、公立は1.4ポイント減少、国立は0.6ポイント増加、私立は0.7ポイント増加しております。

次に、(3)国公私立の課程別進学状況をご覧ください。

進学状況について、前年度と比べますと、公立高等学校の全日制については割合 としては0.9ポイント減少、私立高等学校の全日制については0.9ポイント増加をす るという状況になっております。

続いて、9ページをご覧ください。

3、上級学校全日制課程への進学状況をご覧ください。

卒業生の93.9%が上級学校の全日制課程に進学をしております。また、市内の進 学率は昨年度と比べ、4.0ポイント減少しています。

なお、(1)市内上級学校全日制課程の進学状況のとおり、平成30年度に学校活性 化地域協議会を立ち上げた賀茂北高等学校への市内からの進学者数は33人でござい ました。本年4月現在の全在籍者数は101名と聞いております。

また、平成26年度に学校活性化地域協議会を立ち上げた豊田高等学校への市内からの進学者数は8人でございました。本年4月現在の全在籍者数は95名と聞いております。

そのほかの市内上級学校全日制課程への進学状況及び市外上級学校全日制課程への進学状況につきましては、表に示してあるとおりでございます。

報告第25号令和2年度東広島市内小中学校卒業者の進路状況ついての報告は以上でございます。

- 津森教育長:ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
- 島本委員:中途退学のことについてお聞きします。東広島市の中学校を卒業して高校 に行った子供で、中途退学というのは数的には多いのですか。
- 津森教育長:中途退学者は把握できていますか。
- 木村指導課長:こちらではできていません。
- 津森教育長:これは県に聞いても分からないですか。
- 榊原教育参与:それぞれの高等学校は必ず持っていますので、それは把握しようと思 えばできます。聞いてみます。
- 島本委員: 先日入試のことが話題になっていました。再発防止のための動きはありま すか。
- 木村指導課長:これから、市の教育委員会宛てに通知が来るとは思うのですけども、中学校側としては指導していく必要があるかなと思っています。今度、全国学力・学習状況調査がございますが、その調査マニュアルの使用するものは鉛筆と消しゴムで、コンパス、分度器等は使用しないことと明記されておりますので、本説明会を開いたときにはこの辺を各学校の先生のほうからもしっかり伝えていきたいと考えています。
- 津森教育長: そのほか、よろしいですか。 では、この程度といたします。

報告第26号 令和3年度東広島市立小中学校研究公開校について

- 津森教育長:次に報告第26号東広島市立小中学校研究公開校について、説明をお願い します。
- 木村指導課長:それでは、資料の10ページをご覧ください。

続いて、報告第26号令和3年度東広島市立小中学校研究公開校についてご報告いたします。

令和3年度に研究公開する市教育推進指定校は、小学校は4校、中学校が2校の計6校でございます。そのうち、平岩小学校は広島県小学校社会科教育研究大会、安芸津中学校は広島県中学校視聴覚教育研究大会を兼ねた実施となっております。

委員の皆様には、これらの市教育推進指定校の研究公開についてご案内をさせていただきますので、ご都合がよろしい学校につきましては、ぜひご出席いただきますよう、よろしくお願いいたします。

報告は以上でございます。

○ 津森教育長:4小学校、2中学校が公開予定をして、コロナのことがありますけれ ど、現状では一応実施する方向です。

何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

- 京極委員:教科は学校で決めるのですか、それとも教育委員会ですか。
- 木村指導課長:学校で研究教科を詰めてまいります。学校が判断して研究を決めております。
- 京極委員:今年は偏っている感じがちらっと見えたりしたので、その辺りどうなのか なと思って伺いました。
- 津森教育長:これは、中学校は各教科と書いてあるけれど、全教科ということが当然 あるんですね。
- 木村指導課長:そうですね。
- 京極委員:ありがとうございます。
- 津森教育長:ほかには、よろしいでしょうか。 次に参ります。

報告第27号 東京2020オリンピック聖火リレーの東広島市開催分について

- 津森教育長:報告第27号東京2020オリンピック聖火リレーの東広島市開催分について、説明をお願いします。
- 丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長:それでは、報告第27号東京2020オリンピック聖火リレーの東広島市開催分についてご説明いたします。

資料の11ページ、12ページでございます。

まず、1の概要についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、1年延期となっております東京 オリンピック大会でございますが、本市におきましても、今年度三次市、庄原市に 次ぐ3番目の自治体として聖火リレーが実施されるものでございます。

2の実施内容についてでございます。

日時、コースにつきましては、12ページも併せてご覧いただきたいと思いますが、令和3年5月17日月曜日、14時10分に西条駅南口交差点前を出発いたしまして、ブールバールを南下し、14時36分に御薗宇ランプ交差点へ到着する全長約2キ

ロのコースとなっております。

次の3の交通規制でございます。

12ページに規制区間及び規制時間を記載しておりますので、そちらも併せてご覧いただけるかと思いますが、最大で午後13時10分から15時25分までの約2時間15分の間、ブールバール南行き片側2車線及びスタート地点周辺の交通規制を実施することとしております。なお、東西への横断も規制がかかりますので、ご承知おきをいただきたいと思います。なお、規制時間につきましては、当日の進行状況により変更する場合がございます。

4の聖火リレーに併せて行います本市の独自イベントについてでございます。

スタート地点におきましては、六方学園の演舞、高屋中学校吹奏楽部によります演奏を行いまして、ランナーを送り出すこととしております。走行中におきましては、西条小学校と三ツ城小学校の児童による応援メガホンをたたいての応援をしていただき、ゴール地点では次郎丸太鼓による演奏でランナーを迎えることとしております。

5のその他についてでございます。

(1) に記載しておりますが、当日市役所駐車場のプールバール側出入口が交通規制に合わせまして使用することができなくなりますので、東側の出入口を活用することとなります。委員の皆様におかれましては、沿道に密にならない立ち位置でご観覧いただければと思います。

聖火リレーの東広島市執行分については以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 津森教育長:このことにつきまして、ご意見、ご質問があればお願いいたします。
- 島本委員:誰が走るのですか。
- 丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長:ランナーにつきましては、広島県が42名、広島県のランナーとして登録しておりまして、その42名のうち、どなたが東広島市を走るというのはおおむね2週間前に広島県実行委員会が発表すると決まっております。ゴールデン期間中に各市町のランナーが発表されると思います。そのランナーがどこの区間を走るかというのは、当日発表ということになっておりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。
- 津森教育長:ほかにはありますか。
- 西村委員:リレーの走行中に2つの小学校の児童さんが応援するということで、今の ところ大体人数はどれぐらいを予定されているんですか。
- 津森教育長:おおよそ西条が1050、三ツ城が770ですね。
- 西村委員:多いですね。
- 丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長:応援のスペースは事前に決めておいて、コロナ対策等で、肩が触れ合わない程度で前後という定義がございますので、各距離感は持って応援いただければ、声を出さずにメガホンをたたいての応援ということでお願いしているところでございます。

- 西村委員:ありがとうございます。
- 渡部教育長職務代理者:沿道であるんですよね。一般市民に対してどのような制限があるんですか。
- 丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長:主催者からは当日応援の自粛という要請は 出ておりません。今日も愛媛県2日目で、明日から九州へ移動いたします。開催自 治体によっては密になっているというような情報もありますが、応援自粛はいたし ません。しかし状況を見ながら、ボランティア等の警備を配置して、密にならない ように適宜指導をしてまいります。
- 津森教育長:人出はあるんじゃないかと思いますよね。特に、プールバール東側の歩 道が、横断も駄目なんですよね。
- 丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長:はい、横断も禁止になります。
- 津森教育長:ほかにはいかがですか。 それでは次に参ります。

報告第28号 令和2年度東広島市スポーツ推進審議会の開催報告について

- 津森教育長:報告第28号令和2年度東広島市スポーツ推進審議会の開催報告について、お願いします。
- 丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長:それでは、報告第28号令和2年度東広島市 スポーツ推進審議会の開催についてご報告させていただきます。

資料の13ページをお願いいたします。

この審議会は、スポーツ基本法第31条に基づきまして、スポーツ推進計画や施設の整備あるいはスポーツ団体の育成等を調査、審議する組織でありまして、現在10名で構成をしております。

審議会は、先月3月23日火曜日に開催いたしまして、令和2年度本市スポーツ関係事業報告、また令和3年度の事業計画等の報告を行い、各委員様からご意見を伺ったところでございます。主なご意見等につきましては、4に記載のとおりでございます。

事務局といたしまして、今後とも関係部局との連携を図りながら、市民の皆様が 心身とも健康で生きがいを実感でき、豊かな人生を送るためのスポーツを通じて生 まれる地域のつながりを生かしたまちづくりを目指して、各種施策を推進してまい ります。

報告については以上でございます。

○ 津森教育長:何かご質問、ご意見が委員の皆さんございます。 よろしいでしょうか。

報告第29号 第33回東広島市民スポーツ大会の開催について

○ 津森教育長:それでは第33回東広島市民スポーツ大会の開催について、説明をお願い します。 ○ 丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長:続きまして、報告第29号第33回市民スポー ツ大会についてご報告させていただきます。

資料の14ページから18ページでございます。

この大会につきましては、各競技団体、各小学校区代表などで構成されます市民スポーツ大会実行委員会が主催となりまして、総合開会式及び陸上の部を6月6日日曜日9時30分からアクアパークの陸上競技場で行います。また、球技の部につきましては、9月26日日曜日、福富多目的グラウンドほか市内各会場に分かれまして、全33小学校区の対抗戦により開催をいたします。

種目及び参加資格でございますが、お手元の資料15ページに記載のとおりでございますが、16ページ、9番の得点のところ、ペタンクにつきましてはゲートボール競技に代わる競技といたしまして、今年度はオープン競技として実施するために総合得点には加えず、このペタンク競技のみの順位で決定することとしており、来年度の大会で正式競技として採用するように準備をしてまいります。

なお、17ページに記載をしておりますとおり、新型コロナウイルス感染防止対策をとりまして開催をいたします。毎年、開会式をご案内させていただいておりますが、今回の開会式は一部の競技が開会式を縮小して実施いたしますことから、委員の皆様への開会式へのご案内を差し控えることといたしましたので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

市民スポーツ大会の報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 津森教育長:昨年度はソフトボールだけ実施をしたということですが、今年は一応現 在のところ実施する方向です。

何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

人数を減らしたりしたのはありましたか。

- 丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長:15ページの7の参加資格をご覧いただきたいと思います。陸上の部の玉入れが10名のところを5名、みんなでジャンプも選手10名が選手を5名というところで、この2競技については参加者を半数に減らしています。
- 津森教育長:何かご意見ございますか。
- 渡部教育長職務代理者:ペタンクですが、これは各地域でかなり普及しているんです か。
- 丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長:全ての地域でということは言い切れない部分もありますが、今年度予定では7月に東広島市を3つの地域に分けて、それぞれの地域ごとでペタンクの研修会を行いたいと計画をしております。それぞれの地域のスポーツ推進員が中心になって普及を図っていきながら、今年度はオープン競技として実施していき、来年度正式種目までにさらに普及をしていきまして、根づかせていきたいということでございます。
- 津森教育長:1試合何分くらいかかるのですか。

- 丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長:今は30分を予定しております。20分で試してみましたが、20分でしたらゲームの途中で終わってしまうような感じでしたので30分が一番適正な時間だろうということで、1試合30分にしております。
- 渡部教育長職務代理者:ありがとうございました。
- 津森教育長:ほかにはありますか。 それでは、次へ参ります。

報告第30号 令和2年度東広島市成人を祝う会の開催について

- 津森教育長:それでは報告第30号令和2年度東広島市成人を祝う会の開催について、 説明をお願いします。
- 戸光青少年育成課長:それでは、報告第30号令和2年度東広島市成人を祝う会の開催 についてご説明をいたします。

資料は19ページになります。

新成人を祝うとともに、社会人としての自覚を促すことを目的として毎年開催しております成人を祝う会でございますが、当初令和3年1月11日月曜日の成人の日に開催する予定でございましたけども、新型コロナウイルス感染症の影響で延期となりまして、令和3年5月2日日曜日、東広島運動公園体育館を会場として開催することとしております。

本年度の対象者でございますが、平成12年4月2日から平成13年4月1日までに 生まれた方で、これは12月の段階ですが、2,175人となっております。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、開催時間を 短縮させていただきまして、昨年度まで行っておりました式典前の和太鼓演奏は中 止をさせていただき、式典のみの開催としております。

また、例年会場内に設置しておりました中学校卒業時の担任の先生方から頂くお祝いメッセージでございますが、こちらは場所を変えて屋外に間隔を開けて設置しまして観覧いただくこととしております。

開催に当たりましては、市内各中学校から1名の卒業生を推薦していただき、構成しております成人を祝う会実行委員会を設置し、記念品や開催方法などについて検討をしております。実行委員の皆さんには、式典での誓いの言葉や進行の補助などの役割も担っていただくこととし、現在開催当日に向けて準備を進めているところでございます。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策といたしましては、開催時間の短縮のほか、マスク着用でありますとか、入場時の検温に加えまして、入退場の規制や席間隔の確保による密の回避等の対策を行うこととしておりまして、今年度は保護者等の会場内への入場はご遠慮いただくこととしております。

教育委員の皆様には、例年どおり主催者としてご登壇いただきたいと考えております。既に案内状がお手元に届いているかと存じますので、ご出席のほどどうぞよろしくお願いいたします。

なお、今後でございますが、今回県が作成しました新型コロナウイルス感染拡大防止のための対処方針で、ステージ3に該当する事態となった段階で、市長の判断により再延期となることがございますので、その場合は8月15日の日曜日を開催日として予定をしております。

令和2年度成人を祝う会の開催についての報告は以上でございます。よろしくお 願いいたします。

- 津森教育長:ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。
- 島本委員:事前に参加者は把握されているのですか。
- 戸光青少年育成課長:案内状を送っておりますので、そこで把握して、案内状をこちらで回収します。案内のはがきをお送りしているだけなので、当日回収して人数が確定するということになります。
- 島本委員:何人来るか分からないということですね。
- 戸光青少年育成課長:大体 6 割程度なので、1,500人程度かなとは思っていますが、 コロナの関係もありますんで、若干減ることはあるかもしれないです。
- 島本委員:当日でないと分からないのですね、どこから来られるかも分からないということですね。毎年のことですが、参加者がなかなか会場の中に入らないのですよね。入っていたものも出たり入ったりして、主催者としては対応に苦慮されていますよね。
- 津森教育長:アクアパークの入り口で、前に進まないといけないルートを作って、会場内にすっと入れるように。
- 坂越委員:広大の入学式のときに、テントを張って誘導路を作っていましたね。
- 津森教育長:外ですよね。
- 坂越委員:外です。
- 津森教育長:ほかにはよろしいですか。次に参ります。

報告第31号 東広島市版ジュニア不朽の名作100について

- 津森教育長:それでは、報告第31号東広島市版ジュニア不朽の名作100について、説明をお願いします。
- 細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長:報告第31号東広島市版ジュニア不朽の名作 100についてご報告いたします。

20ページをお願いいたします。

昨年10月に策定いたしました東広島市子どもの読書活動推進計画(第三次)の取組の推進のため、学校司書や司書教諭、図書館職員と協力いただきまして、資料21、22ページのとおり、東広島市版ジュニア不朽の名作100として選定をいたしました。選定は、先生方も子供の頃に読んだことがあり、今の子供たちにも読んでほしいと思うものを推薦いただきまして、小学生の低学年、中学年、高学年と中学生向けに各25冊の計100冊と東広島市や広島県に関する作品30冊をプラスアルファと

して選定をいたしました。このブックリストについては、4月23日からの子ども読書週間に向けて、市内の小・中学校の児童・生徒に配付するなどし、読書活動の推進を図ってまいります。

報告第31号東広島市版ジュニア不朽の名作100について、報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 津森教育長:ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
- 京極委員:この広報の仕方ですよね。どれだけ読んでもらえるか、子供に言ってもなかなか読んでもらえないんじゃないかなと思うんですが、そこらあたり具体的な対策とかはあるんでしょうか。
- 細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長:このチラシは公立小・中学校にお配りをさせていただいて、持ち帰っていただいて保護者の方にも見ていただりしながら、読んでいただけたらなという思いでおります。ホームページ等にも載せてまいりまして、チラシにもありますとおり、QRコードをつけて保護者の方もスマホで確認できるような、このリストが確認できるようにさせていただいております。また、県立の中学校など、そういったところにもチラシは貼らせていただき取組をしていきたいと思っています。図書館のイベントなどでも、随時周知をさせていただきながら、保護者の方にも見ていただいて読んでいただけるような活動はしていきたいと思います。
- 京極委員:今、小・中学校の図書室は結構充実してきていますよね。そういう面では、こういうところはかなり広報していけばもっと活きてくるんじゃないかなと思います。
- 細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長:先生や学校の協力をいただいておりますので、 啓発のほうにもご協力いただきながら進めたいと思います。
- 京極委員:ありがとうございます。
- 渡部教育長職務代理者:この資料は、これは実際にお配りしているチラシですか。
- 細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長:そうです。
- 渡部教育長職務代理者:これは小学校、中学校に配付しているのですか。
- 細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長:はい。
- 津森教育長:どれだけ読むかというのは、学校の取組がないと進みませんよね。私は、八本松に行ったときに、3年間ぐらいかなりしつこく図書を選んでやったんですよね。PTAにもお願いして、やったんですが、かなり読んではくれましたけれど、偏りましたね。一番人気があったのは58番のシートン動物記だったです。あと、60番のチョコレート工場の秘密、27番のイソップの話などありました。どれぐらいの子供たちが読んでいるのかというのが知りたいですね。年度末にこれぐらい読んだというのが調べられたらと思います。

ほかにはよろしいですか。

それでは議案の審議に移ります。

議案第16号 東広島市教育委員会の所管する手続等における情報通信技術の利用に関する 規則の制定について

議案第17号 東広島市教育委員会が所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存 等における情報通信の技術の利用に関する規則の制定について

- 津森教育長:議案第16号東広島市教育委員会の所管する手続等における情報通信技術 の利用に関する規則の制定について、及び議案第17号東広島市教育委員会が所管す る条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に 関する規則の制定についての2件の議案を議題といたします。一括して議案の説明 をお願いいたします。
- 武上学校教育部次長兼教育総務課長:議案第16号及び議案第17号につきましては、内容が似ておりますので、一括してご説明いたします。

初めに、議案第16号東広島市教育委員会の所管する手続等における情報通信技術の利用に関する規則の制定についてでございます。

議案資料の1ページをお願いします。

1の提案理由でございますが、東広島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例が令和3年3月2日に公布され、4月1日から施行されたことによりまして、他の条例等の規定において、書面等により行うことが定められている申請等につきましては、市の機関が定めるものを除き、当該他の条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとなりました。これに伴いまして、当該申請等のうち、教育委員会が所管するものを電子情報処理組織を使用する方法により行うことについて必要な事項を定めるため、この議案を提出するものでございます。

2の制定案でございますが、3ページ目をお願いいたします。

東広島市教育委員会が所管する手続等を条例の規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合につきましては、市長部局において定めております東広島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の規定の例によることとするものでございます。

4ページをお願いいたします。

市長部局の規則におきましては、申請等を電子情報処理組織を使用して行う場合は、申請等に関する情報に電子署名を行い、併せて電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書を送付しなければならないこと等を定めております。

飛びまして、8ページ目をお願いします。

申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があるもの、 その他電子情報処理組織を使用する方法等により行うことが適当でないものとして 市の機関が定めるものにつきましては、条例等の規定を適用せず、引き続き書面等 により行うこととされております。教育委員会におきましては、一覧に掲載してお ります手続を書面等により行う必要があるものとして整理しております。 なお、この規則は公布の日から施行するものでございます。

説明を聞きますと少し複雑ですので、かいつまんで説明いたしますと、国のほうも押印の廃止でありますとか、電子申請を進めておりますので、本市におきましても電子申請が可能になるような改正ということになります。この改正によりまして、全てを電子申請しなくてはいけないというものではなくて、電子申請もできますという改正になっております。

次に、議案第17号でございます。東広島市教育委員会が所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信技術の利用に関する規則の制定についてでございます。

資料は9ページをお願いいたします。

1の提案理由でございますが、東広島市民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例が令和3年3月2日に公布され、4月1日から施行されたことによりまして、民間事業者等が行う保存等のうち、他の条例等の規定により書面で行われなければならないとされているものについては、市の機関が定めるものに限り、当該他の条例等の規定にかかわらず、書面の保存等に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存等を行うことができることとなりました。これに伴い、教育委員会が所管する条例等の規定に基づく書面の保存等を当該書面に係る電磁的記録の保存等により行うことについて必要な事項を定めるため、この議案を提出するものでございます。

2の制定案でございますが、11ページ目をお願いいたします。

民間事業者等が行う書面の保存等を条例の規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合につきましては、市長部局において定めております東広島市民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信技術の利用に関する条例施行規則の規定の例によることとするものでございます。

12ページをお願いします。

市長部局の規則におきましては、書面の保存に代えて、当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法、または磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法によらなければならないことと定めております。

なお、教育委員会が所管する条例等の規定に基づく書面の保存等は、この条例の 規定の適用を受けるものは、現在のところ該当はございません。

また、この規則は公布の日から施行するものとしております。

条例等におきまして、書面を備えつけなさいというものがあった場合に、それは 電子的な磁気媒体で保存してもいいんですという規則でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 津森教育長:ただいまの議案第16号及び議案第17号の規則の制定について、ご意見、 ご質問があればお願いいたします。

- 坂越委員:例えば学校の中にはいろんな記録が必要じゃないですか、指導要録等な ど、ペーパーベースで残さなければいけないというふうになっていますよね。あれ は移らないのですか。
- 武上学校教育部次長兼教育総務課長:そうです。どちらかというと、市民の方が申請をするときに最近はスマホであるとかインターネットが発達しておりますので、そういったもので申請ができますよということです。

当然、全てがそうなるわけではなく、やはり紙で保存しておかなければならない ものは引き続き紙となります。

- 津森教育長:学校の校務支援システムのほうはどんな感じですか。
- 神笠学事課長:今、指導要録等はお話があったと思うんですけれど、これまでは紙媒体に出して保存という形をとっておりましたけど、今年度から方針転換をしようと思っております。もう電子上での保存というような方向にかじを切っていくと。ただし、転出等や進学等、その場合は紙に刷り出してから、それは他県のほうに提出するとかということはあるんですけど、基本的にはもうデジタル保存という方向で今考えております。
- 坂越委員:ありがとうございます。
- 津森教育長:そのほかに何かございますでしょうか。
- 京極委員:何か具体的にこういう具合に保存をしていきなさいというようなことを決めとかないと、下手したら消してしまったりなんてこともあり得るんじゃないかと思うんですけど、これって大変なことになります。重要なデータのレベルもありますし、その辺も考慮してきちんと整理をしてやっていかないと、多分学校の先生方も困るんじゃないかというふうに個人的には思います。
- 津森教育長:消してしまうというリスクはどの程度あるんですかね。指導要録も電子 にしましたとして、消しましたでは済みませんよね。技術的に修復したりすること はできるんですか。
- 京極委員:ある程度できます。できると思いますけども、そこは指針を出しておかないと。
- 津森教育長:デジタル化していくときに、やっぱり消えてしまうのが一番いけないわけで、そのあたりをしっかりガイドラインが必要というご指摘をいただきました。 そのほかはよろしいですか。

では、2件の議案につきまして1件ずつ採決をいたします。

まず、議案第16号東広島市教育委員会の所管する手続等における情報通信技術の利用に関する規則の制定について、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

では、提案のとおり決定いたします。

次に、議案第17号東広島市教育委員会が所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の制定について、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

では、提案のとおり決定いたします。

議案第18号 東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正に ついて

- 津森教育長:それでは、議案第18号東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施 に関する規則の一部改正についてを議題といたします。議案の説明をお願いいたし ます。
- 神笠学事課長:15ページをご覧ください。

議案第18号東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部 改正についてご説明申し上げます。

提案理由でございます。

東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第17条第1項第5号の秋季休業日についてですが、令和3年東京オリンピック競技大会、東京パラリンピック競技大会の開催に伴い、国民の祝日に関する法律に規定するスポーツの日の適用が10月の第2月曜日から7月23日に変更となるため、附則として令和3年度における第17条第1項第5号の規定の適用については、秋季休業日を10月11日から同月13日までの3日間とするものです。この規則の施行期日は公布の日からでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いします。

○ 津森教育長:ただいまの議案第18号東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施 に関する規則の一部改正について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

何かご意見はございますでしょうか。

なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

その他に移りたいと思います。

その他 次回教育委員会定例会の日程について

- 津森教育長:次回教育委員会定例会の日程について、説明をお願いします。
- 武上学校教育部次長兼教育総務課長:次回ですが、令和3年5月27日木曜日、15時から、会場は今回の201会議室でございます。
- 津森教育長:5月27日15時はよろしいでしょうか。

6月ですけど、6月は第4木曜日が24日になるんですけど、議会と重なってくる可能性が高く、昨年度は1週間前倒しにしております。

議会日程との調整がありますので、今日のところはちょっと保留ということでお 願いします。

ほかに事務局から何かございますか。

その他、委員の皆さんから何かございますか。

それでは、本日の議題は全てこれで終了いたしましたので、以上で会議を閉会い

たします。皆様のご協力ありがとうございました。

閉会 午後4時15分